

序章 計画作成の背景と目的

序-1 背景と目的

みまさか

美作市は山陰地方と山陽地方の中間の中国山地に位置するため、古くから山陰・山陽地方の両方の影響を受けつつ、中国山地の豊かな自然に囲まれて文化が育まれてきました。本市には、岡山県内最古の現存する木造建築物である重要文化財長福寺三重塔と岡山県下の江戸時代の農家住宅の姿を今に遺す重要文化財林家住宅があり、地域の歴史文化を理解するうえで欠かせないものとなっています。そのほかにも市内には、地域の特徴を表すもの又は地域の誇りとして、人々の日々の営みと関わりながら、連綿と受け継がれてきた文化財があります。中には文化財として認識されていないものもあります。これらを含めた地域の文化財を掘り起こして保存し、未来に継承することが重要であるのは勿論ですが、今日まで受け継がれてきた文化財を将来にわたって引き継ぐためには、守り伝える人材の積極的な育成が必要となります。

文化財保護の目的の一つとして、文化財保護法では「国民の文化的向上に資する」とされています。文化的向上とは、文化財を保存し継承する意味を考え、その意味を理解する能力（以下「文化的思考力」という。）を引き伸ばし、豊かな人間性をもつ人材の育成（ひとづくり）に文化財を活用することによって成されると考えます。そのため本市では、「文化的思考力」の養成のための文化財の活用を「文化財を人材育成に創造的に活用すること」と考えて特に重視して本計画を作成します。まずは文化財に触れる機会を積極的に提供し、文化財について考え、理解する力を伸ばします。郷土の文化財の創造的活用により、豊かな郷土愛と文化的思考力を伸ばすことで人格の形成をされた「みまさか人」の育成を目的とします。

一方で、本市の文化財を取り巻く状況は厳しくなっております。全国的な問題となっている少子高齢化に加え、生活様式や価値観の多様化によるコミュニティ意識の希薄化、人口減少など中山間地域ならではの課題が顕著に表れています。文化財保護においても継承者不在による文化財保存の困難、文化財と関わる機会の減少など、文化財が人々の生活から乖離した状況が顕著となっています。

以上の現状から「みまさか人」育成のために、文化財を創造的に活用することを目的とした文化財の保存、維持及び継承が急務となっていることから、このたび文化財保護法第183条の3に基づく文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を作成することとしました。計画に定める取り組みを推進することによって、地域住民の地域の歴史文化に対する愛着や誇りがさらに深まることが期待されます。地域の歴史文化に対する愛着や誇りが深まることで地域全体で「みまさか人」が育成されていくものと考えます。「みまさか人」は、文化的思考力によって自分以外のものに対して深く理解・共感することで自身の能力や周辺環境の豊かさを実感し、人間の相互依存を学んだ人材と考えます。

人材の育成には、文化財担当部局のみならず市、地域住民、民間団体など各々の役割の中で、お互いに連携し地域総がかりで取り組む必要があります。そのため本計画において地域総がかりとなるよう連携を深める取り組みを作成することとしました。

序-2 地域計画の位置づけ

(1) 地域計画の位置づけ

本市では、平成17(2005)年3月31日の町村合併による発足後、平成19(2007)年3月に「第1次美作市総合振興計画」(計画期間：平成19(2007)年～平成28年(2016)年)を策定し、「真の豊かさを実感できる愛の美作市～賑わいのある田園観光都市 みまさか～」を基本理念として行政運営を行ってきました。平成27(2015)年8月には、最上位計画である「美作市総合振興計画」に代わるものとして、「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」)(計画期間：平成27(2015)年～令和2(2020)年))を策定し、新たな基本理念として「自然と笑顔が輝くまち・美作市」を定め、4つの政策分野ごとに基本目標が設定されました。第2期の計画として令和2年(2020)3月(計画期間：令和2(2020)年～令和6(2024)年)に改定された総合戦略においては、「Ⅰ安全で安心に暮らせる福祉の充実」、「Ⅱ地域の魅力を伸ばす教育・文化・芸術の充実」、「Ⅲ地域産業の活性化と観光振興の充実」、「Ⅳ自然豊かな地域環境を活かした魅力ある地域づくり」の4つのテーマを設定しています。その1つである「Ⅱ地域の魅力を伸ば

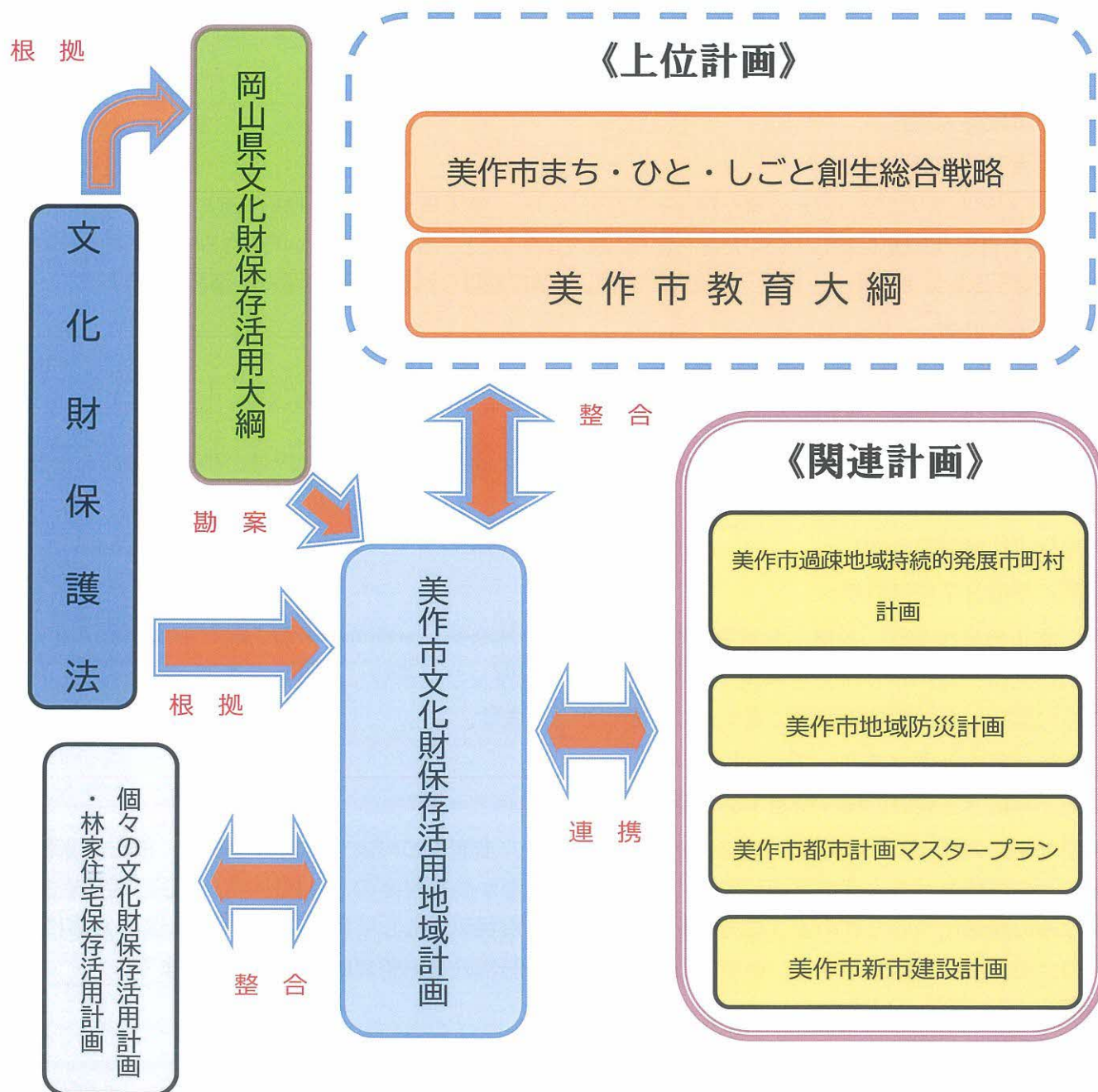


図1 美作市の各種計画等との関連図

す教育・文化・芸術の充実」の中に「文化財の保存と活用」として、文化財保存活用地域計画作成への取組と文化財の再評価及び魅力を磨き上げることが地域活性化につながると示されています。

その他の政策分野においても伝統野菜のPRによる農業振興、宿場町の観光拠点化、宮本武蔵ブランドによる観光振興、地域コミュニティ持続のために伝統文化や景観が欠かすことのできない要素であることが示されており、各分野の施策の推進に文化財との関係は不可欠と考えます。さらに、教育基本法に基づく「美作市教育大綱令和5年度版」の基本理念の1つに「地域を誇りに思い豊かに夢を輝かせるひとづくり」として、郷土に誇りを持つ次世代の育成を掲げています。郷土を形づくる風景や景観、伝統行事など文化財との関係が不可欠と考えます。

これらの実現を図るために地域計画を文化財保存継承のマスタープラン及びアクションプランとし、関連する分野の各種政策の効果的な推進を担う計画として位置付けます。

(2) 上位及び関連する計画

【第2期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

期間：令和2(2020)年～令和6(2024)年

概要：「自然と笑顔が輝くまち美作市」を創造するため4つの政策分野をもとに、地方自治法改正による従前の美作市振興総合計画に代わって、人口減少の克服と地方創生の実現に向けて、総合的に取り組むものです。美作市政における最上位計画です。

【美作市教育大綱】

期間：令和5(2023)年

概要：「地域を誇りに思い豊かに夢を輝かせるひとづくり」を基本理念として、「教育は人なり」の言葉を基調に、夢を持ち自己実現を目指していく人材を育成します。育ったところで、住んでいるところで、誇りを持って社会に貢献できるよう、地域社会、家庭、学校園が協働して学び続けられるよう教育環境を整えていきます。

(3) 関連する計画

【美作市過疎地域持続的発展市町村計画】

期間令和3(2021)年～令和8(2026)年

概要：移住定住の促進、雇用の確保、産業の発展などの施策に取り組み、地域の持続的発展と過疎脱却を目指します。

【美作市地域防災計画】

期間：平成27(2015)年～

概要：本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的、計画的かつ有効的に実施することにより住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害及び地震等による被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共福祉の確保に資することを目的とします。

【美作市都市計画マスタープラン】

期間：平成22(2010)年～令和12(2030)年

概要：将来の美作市がより豊かで魅力的であるために、土地をどのように利用するか、また、道路や公園などの施設をどのように整備していくか、山やまちなかの緑をどのように守り、新しい開発や古いまちなみの整備についてどのような方針をとるかなど、市民が安心して暮らせるまちをつくるために、将来の土地利用を見据えながら、都市計画分野における基本的な施策展開の方針を示します。

【美作市新市建設計画】

期間：平成16(2004)年～令和6(2024)年

概要：合併後の美作市の速やか一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図り、合

併後のまちづくりの基本方針を定め、これに基づき、ソフト事業・ハード事業を含めた新市の建設に資する重要施策・主要事業を基本計画として策定しました。

(4)文化財に係る岡山県の方針

【岡山県文化財保存活用大綱】

期間：令和元年策定、計画期間定めず

概要：文化財保護法第183条の2の第1項に定める「県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」で、岡山県の文化財の総合的な保存・活用の基本的方向性を示し、県と市町村が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに取組を進めるうえで基盤となるものです。

序-3 計画期間

表1 地域計画と関係する計画の期間

計画名	R2 (20 20)	R3 (20 21)	R4 (20 22)	R5 (20 23)	R6 (20 24)	R7 (20 25)	R8 (20 26)	R9 (20 27)	R10 (20 28)	R11 (20 29)	R12 (20 30)	R13 (20 31)	R14 (20 32)	R15 (20 33)
美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略														
美作市過疎地域持続的発展市町村計画														
美作市都市計画マスタープラン														
美作市地域防災計画														
美作市教育大綱														
美作市文化財保存活用地域計画														

地域計画の計画期間は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10年間とします。なお、第2期美作市ひと・まち・しごと創生総合戦略の計画期間終了年である令和7(2025)年に、事業成果の検証・点検を行い、事業計画の見直しを行うこととします。

また、文化財を取り巻く環境の大きな変化が生じた場合には計画期間の途中であっても適宜計画の見直しを行うこととします。適宜見直しを行った際、計画期間の変更、市町村区域内に在する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更があった場合は、調査官の変更の認定を受けることとします。それ以外の軽微な変更については、県及び文化庁へ情報提供を行います。

序-4 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画の進捗状況の確認と本計画の見直しについては、美作市文化財保存活用地域計画策定協議会が行います。計画に記載のある事業については、外部有識者による事務事業評価によって行政事業としての評価を得ることとします。

序-5 用語の定義

本計画において用いる用語について次のとおり定義します。

【文化財】

文化財保護法に定める文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的

建造物群)、埋蔵文化財、文化財の保存技術。また地域にとって重要であり、次世代へ継承していく事象や地名、伝承、伝説などの文化的所産。

【美作市の歴史文化】

本市において、先人によって現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動の成果、それらが存在する地域の歴史的・文化的・自然的遺産、そしてそれらの相互の関係性や周辺環境との関係性、無形と有形のものとの相乗作用により醸し出される環境と総体。

【関連文化財群】

地域文化の表徴として様々な価値観を包摂する多種多様な歴史的・文化的・自然的事象を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの。

【指定等文化財】

国指定文化財は物件名に続けて【国】と表記します。また県指定文化財、市指定文化財、国登録有形文化財も同様に物件名の後に【県】、【市】または【国登】と表記します。

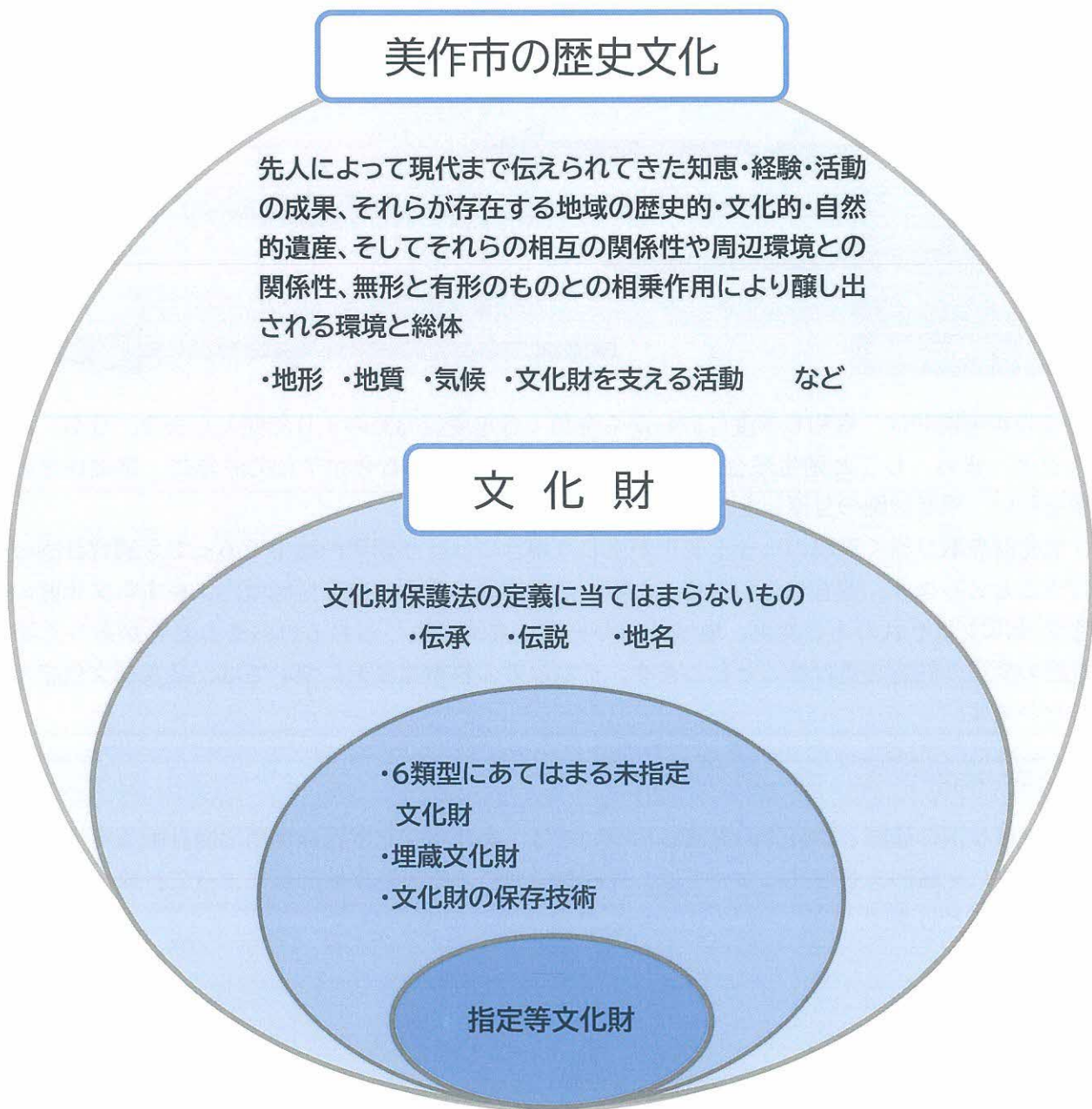


図2 美作市の歴史文化概念図